

社会福祉法人恵心会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵心会の役員等の報酬、慰労金、弔慰金及び法人業務を行った場合の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及びその他の委員をいう。

2 その他の委員とは、以下の者をいう。

- (1) 評議員選任・解任委員会の委員
- (2) 入所判定委員会の委員となる理事、監事、民生委員、地域代表委員
- (3) 表彰懲戒審査委員会の法人代表委員
- (4) 苦情解決第三者委員

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は、別表1のとおりとする。

(評議員の報酬の支給基準)

第4条 評議員が、評議員会に出席した場合に報酬を支給する。

(理事長及び常務理事の報酬)

第5条 常勤で法人業務を行う、理事長及び常務理事に報酬を支給する。

2 社会福祉法人恵心会給与規程に基づいた給与が支給される職員が常務理事を兼務した場合は、職員給与に加えて役員報酬を別表4により支給する。

(理事の報酬の支給基準)

第6条 理事（理事長及び常務理事を除く）が理事会に出席した場合及び法人施設の運営のために、その業務に当たった場合に報酬を支給する。ただし、理事のうち社会福祉法人恵心会給与規程に基づいた給与が支給される理事には支給しない。

(監事の報酬の支給基準)

第7条 監事が理事会に出席した場合及び法人の監査業務に当たった場合に報酬を支給する。

(その他の委員の支給基準)

第8条 その他の委員が、委任された委員の会議に出席した場合に報酬を支給する。ただし、常務理事及び理事のうち社会福祉法人恵心会給与規程に基づいた給与が支給される理事には支給しない。

(研修会等出席の支給基準)

第9条 役員等が理事長の命を受けて研修会等に出席した場合に報酬を支給する。ただし、理事長及び常務理事並びに理事のうち社会福祉法人恵心会給与

規程に基づいた給与が支給される理事には支給しない。

(交通費)

第10条 理事会・評議員会・委員会への出席、法人業務を行った場合の交通費は、実費（公共交通機関の料金）を支払う。ただし、理事長及び常務理事並びに理事のうち社会福祉法人恵心会給与規程に基づいた給与が支給される理事には支給しない。

(費用弁償)

第11条 役員等が法人業務を行った場合の諸経費は用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(報酬等の支払い方法)

第12条 理事長及び常務理事は毎月25日（金融機関が休日の場合は前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 前項以外の役員等については、その都度、金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(出張旅費)

第13条 役員等が理事長の命を受けて職務のため市外に出張したときは、別表2により旅費を支給する。

(慰労金)

第14条 退任した役員等に慰労金を支給する。

2 慰労金の金額は、次の基準に在任期間を乗じて算出した金額とする。ただし、1年に満たない端数月は、6ヶ月以上は切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てる。

(1) 理事長 50,000 円

(2) 常務理事 30,000 円

(3) 理事、監事 20,000 円

(4) 評議員 10,000 円

(5) その他の委員 10,000 円

(弔慰金等)

第15条 役員等が死亡したとき又は、災害を受けたときは、別表3により支給する。

(報酬等の計算基準)

第16条 新たに常勤の理事長又は常務理事に就任した者の報酬は、その日から日割り計算により支給する。

2 常勤の理事長又は常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を日割り計算により支給する。

- 3 日割り計算は、月額報酬から、就任前、又は就任後の土曜日、日曜日を除く日数に、理事報酬の日額を乗じた額を控除する。
- 4 本条2項の規定にかかわらず、常勤の理事長又は常務理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。
- 5 慰労金の在任期間は、役員等に就任した日から算定する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人恵心会役員等の報酬に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年9月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

役員の報酬基準額

支給対象	報酬額
理事長報酬	月額 490,000円
常務理事報酬	月額 440,000円
評議員報酬	日額 10,000円
理事報酬	日額 20,000円
監事報酬	日額 30,000円
委員報酬	日額 5,000円
研修会等出席報酬	日額 5,000円

別表 2

旅費の支給基準

種類	支給基準
鉄道賃	路程に応じて以下の料金を支給する
	・乗車料金
	・急行料金
	・特別急行料金
	・座席指定料金
	・グリーン車使用の必要がある場合のその料金
船賃	水路路程に応じて普通旅客員運賃を支給する
航空賃	職務の必要上特に航空路による場合に支給する
車賃	定期バス路線の実費を支給（公用車使用の場合は支給しない）
日当	1日当たり 県内2,000円 県外2,200円
宿泊料	一夜当たり 県内10,000円 県外12,000円

別表 3

弔慰金・被災見舞金

区分	種類	対象者		
		本人	配偶者	親族
弔慰金	香典	30,000円	10,000円	10,000円
		役員本人の香典については、状況に応じて理事長が決定することが出来る。		
		花環、生花及び弔電は状況に応じて理事長が決定する。		
被災見舞金	本人に限り30,000円以内で理事長が定める額			

備考

親族とは、父母（配偶者の父母を含む。）、子とする。

別表 4

社会福祉法人恵心会給与規程に基づいた給与が支給される常務理事の報酬基準

支給対象	報酬額
常務理事報酬	月額 50,000円